

東京医療保健大学感染制御学教育研究センター規程

(趣旨)

第1条 感染制御学に関わる教育研究の充実発展を図るため「東京医療保健大学感染制御学教育研究センター」（以下「感染制御学教育研究センター」という。）を設置し、国際的通用性の高い教育研究を組織的に推進する。

(所掌事項)

第2条 感染制御学教育研究センターは、国際交流委員会、国際交流センターと連携して次の業務を行う。

- (1) 感染制御学に関わる教育に関すること。
- (2) 感染制御学の分野で基礎、応用研究を行うこと。
- (3) 感染制御学の発展を目指した新たな学問拠点を形成すること。
- (4) 国内外における感染制御学の貢献に関すること。
- (5) その他、感染制御学に関わる(経費含む)こと。

(構成員)

第3条 感染制御学教育研究センターの運営構成員は次のとおりとし、センター長は学長が指名し、大学経営会議において任命する。

- (1) 本学関係者。
教員の中から大学経営会議で任命する者。
大学経営会議室長、事務局長、研究協力部長、大学院事務長。
- (2) その他、センター長が必要と認める者。

(事務局)

第4条 感染制御学教育研究センターに関する事務は研究協力部が担当する。

(その他)

第5条 この規程に定めるほか、感染制御学教育研究センターに関することについては、別途定めることとする。

(附則)

本規程は、平成24年4月1日から施行する。

本規程は、平成29年5月10日から施行する。

本規程は、平成30年4月1日から施行する。